

基発第0331015号  
平成16年3月31日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

「炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に係るアフターケアに要する費用の算定及び投薬方針について」の一部改正について

炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に係るアフターケアに要する費用の額の算定方法については、昭和43年6月5日付け基発第354号「炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に係るアフターケアに要する費用の算定及び投薬方針について」（以下「354号通達」という。）をもって実施しているところであるが、今般、354号通達の一部を別紙のとおり改正し、本年4月1日から適用することとしたので、下記の事項に留意の上、事務処理に遺漏なきを期されたい。

#### 記

##### 1 改正の内容

炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に係るアフターケアにおける健康診断（以下「健康診断」という。）の点数を335点としたこと。

##### 2 運用上の留意事項について

今回の改正は、本年4月1日以降に実施された健康診断に要する費用の算定について適用することとし、本年3月31日以前に実施された健康診断に要する費用の算定については、本年4月1日以降に請求があった場合であっても、なお従前の例によること。

## 別紙

「炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に係るアフターケアに要する費用の算定及び投薬方針について」（昭和43年6月5日付け基発第354号）の一部改正

別紙1(4)中「330点」を「335点」に改める。